

報 東 白 川

行 發
部 郡 加 東 岐
民 村 白 川 東
刷 印 井 今
刷 印 井 今

◆地方選挙近づくと……

4月23日、県議会議員選挙

◇村長、村議選は30日執行◇

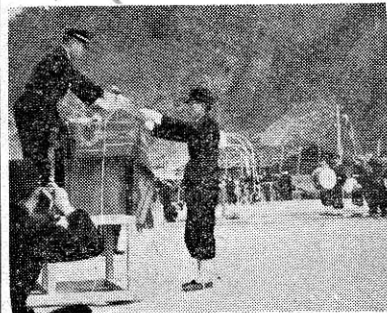
今日、私たちの生活する社会においては、選挙と云うことが、あらゆる機会に当面しています。国会議員はじめ、地方の議員や村長など、政治を担当している者は勿論のこと、青年団や婦人会の役員も決定などもそうであり、また部落の役員なども、最近ほとんど選挙によつて決めるようになってきました。

およそ組織あるものや、団体はすべて選挙によつて運営されていると云つても過言ではありません。このことは、また選挙が正しく行われるか否かによつてその団体の民主的品格を左右されることを意味するものです。脅迫や不正の支配するところに、真に正しい選挙はあり得ないし、真の選挙の

加茂郡消防操法大会スナッフ



(こゝぞとばかり放水の一瞬)



(戦い終つて受賞の感激)

行われなところ、真の民主主義は存在しません。日本国憲法は「国政は国民の厳粛な信託によるものである」とうたつてあります。さて、この四月は花の選挙とも云われる大切な選挙の月に入りました。この二十三日には、岐阜県議会議員選挙、三十日には、東白川村長、同議会議員選挙があり、また六月には、参議院議員選挙が行われますから、選挙の要領、選挙に対する心がまえなどを、しっかりと研究して、どうか不正な支配に負けないよう「清き一票」を活かして下さい。

【岐阜県議会議員選挙】

- 投票日 四月二十三日
- 開票日 同日午後七時半
- 有権者 東白川公民館で

- ①本年一月十一日以後引き続き本村に住所を有し基本選挙人名簿に登録されている者。
- ②転入者は、本年一月十日以前に転入し、引つゞき本村に住所を有している者。
- ③新たに選挙権のできたものは、昭和十四年四月十一日までに生れた

この一票！売るな、買われるな

第四回加茂郡消防操法競技大会が、去る三月二十日、本村神土小学校々庭に、郡下各町村から選抜された可搬ポンプ十八台、消防自動車十台が参加して盛大に行われた。この日、地元である本村ではアーチやアドバルーンをはじめ、街並の家々に「火の用心」の旗などを飾つて

日頃の腕前を競う

「郡消防操法競技大会」終る

歓迎し、大会気分にあふれ、午前九時開会式に、可搬ポンプの部から競技が開始された。本村消防団からは、去る三月八日の予選で選ばれた可搬ポンプ三台(第二分団第三分団一、二組)と消防自動車一台が、地元の声援におくられて、果敢な操作を展開したが、惜しくもわずかの差で、自動車二位、可搬ポンプが四位となつた。

- 不在者投票 四月八日から四月二十二日まで不在者投票ができる。
- 代理投票 字の書けない人は、投票当日、投票所へ行けば事務従事者が代理に書きま

- 有権者 ①本年一月二十三日以後引き続き本村に住所を有し、基本選挙人名簿に登録されている者。
- ②転入者は、本年一月十二日以前に転入し引つゞき本村に住所を有する者。
- ③新有権者は昭和十四年四月二十三日までに生れた者。

【可搬ポンプの部】
①白川町消防団第六分団 第四分団
②八百津消防団第十五分団
③東白川消防団三分団2組
④白川町消防団第十分団
⑤白川町消防団第十六、分団 第一分団
⑥白川町消防団第十分団
なお、大会席上で、消防団長が日本消防協会から、また過去三年連続優勝をなしたとげた本村消防団第一分団が加茂郡消防協会から、それ、表彰された。

が、選挙こそ、この国民の信託を具体的に表明する唯一のチャンスですから、私たちが投ずる一票は真に厳粛な信託に相応しいものであるよう努力したいものです

(註) ①右の転入者、新有権者は、四月二十四日までに印鑑を持つて、役場内、選挙管理委員会へ登録申請を必ずすること(申請しないと投票権がない)
②投票日までに出したものは投票権がない
③四月二十一日から四月二十九日まで不在者投票ができる。
●代理投票 字の書けない人(文盲または手の負傷等)は当日投票所へ行けば、事務従事者が代理に書きま

提され同二十七日原案が可決したが、この予算編成にあつては、従来からの健全財政の確立を建前として入るを量つて出るを制するの経済原則によつて、慎重に立案されたのであつて特にことしは地方選挙がさしせまり、首長もまた議会側も改選をひかえている関係で、新規事業が一応見合された形となり、年間経常費は、昨年度当初予算編成に準じて算成

算る 予ま 年度ま 新

総額は昨年度より二百八十万増

一般会計 二千〇〇〇〇〇〇〇

本村の昭和三十四年度予算が成立した。この新予算は、去る三月二十四日村議会に上

その結果、一般会計分が二千万円、特別会計分で国保関係一千二百五十四万五千円、公益質舗四万六千円、総額三千三百一十一万円となり、前年度当初予算に比べ二百八十万円増え

一 般 会 計

歳 出 (△印は減)			歳 入 (△印は減)		
科 目	予 算 額	前年と比較増減	科 目	予 算 額	前年と比較増減
① 議 会 費	488,000	60,000	① 村 税	8,524,000	36,000
② 役 場 費	4,261,200	9,000	民 税	1,440,000	△55,200
③ 防 火 費	1,120,000	△280,000	産 税	4,404,900	198,500
④ 木 育 費	487,000	△227,000	消 費 税	197,500	197,500
⑤ 教 育 委 員 会 費	4,705,500	126,000	ガ ス 取 税	1,034,000	195,000
⑥ 学 校 費	966,500	147,000	電 気 材 料	700,000	51,000
⑦ 中 小 学 校 費	1,789,400	20,000	木 入 場 税	600,000	50,000
⑧ 社 会 教 育 費	1,153,700	100,000	自 転 車 荷 車 税	6,000	6,000
⑨ 民 館 費	77,700	2,800	犬 糞 納 税	5,000	△299,400
⑩ 社 会 及 勞 働 施 設 費	698,200	△123,800	地 方 交 付 税	600	△19,400
⑪ 保 健 衛 生 費	0	△40,000	③ 公 企 業 及 財 産 收 入	136,000	42,000
⑫ 産 業 経 済 費	423,900	115,700	④ 使 用 料 及 手 数 料	7,300,000	2,500,000
⑬ 財 産 調 査 費	812,400	199,400	⑤ 国 庫 支 出 金	1,700,400	△3,389,600
⑭ 選 挙 費	3,165,900	351,500	⑥ 県 支 出 金	142,600	12,700
⑮ 公 債 費	1,081,800	△618,200	⑦ 寄 附 金	160,000	10,000
⑯ 諸 支 出 金	27,000	2,000	⑧ 繰 入 金	662,500	26,500
⑰ 予 備 費	316,000	151,000	⑨ 繰 越 金	112,000	32,000
歳 出 合 計	446,000	△54,000	⑩ 雑 收 入	0	0
	2,528,000	△1,694,200	歳 入 合 計	1,160,000	550,000
	157,300	7,300		238,500	△1,968,600
	20,000,000	△1,867,000		20,000,000	△1,867,000

特 別 会 計

歳 出 (△印は減)			歳 入 (△印は減)		
科 目	予 算 額	前年と比較増減	科 目	予 算 額	前年と比較増減
① 事 務 所 費	570,600	10,110	① 保 險 料	1,653,000	39,600
② 保 險 給 付 費	3,180,000	230,000	② 財 産 收 入	6,100	1,100
③ 保 健 施 設 費	359,750	△7,560	③ 国 庫 支 出 金	1,628,440	254,240
④ 財 産 費	28,000	18,000	④ 県 支 出 金	32,600	△12,200
⑤ 公 債 費	5,000	0	⑤ 繰 入 金	800,000	0
⑥ 諸 支 出 金	63,950	0	⑥ 繰 越 金	50,000	0
⑦ 予 備 費	50,000	20,000	⑦ 雑 收 入	86,860	4,540
歳 出 合 計	4,257,000	278,200	歳 入 合 計	4,257,000	278,200

(国民健康保険会計)
1 (事業勘定)
2 (診療施設勘定)

歳 出 (△印は減)			歳 入 (△印は減)		
科 目	予 算 額	前年と比較増減	科 目	予 算 額	前年と比較増減
① 施 設 費	4,448,300	△22,025	① 診 療 收 入	4,900,000	△22,025
② 医 療 費	3,065,300	1,580,300	② 一 部 負 担 金	2,150,000	1,580,300
③ 給 食 費	724,400	25,725	③ 使 用 料 及 手 数 料	35,000	25,725
④ 予 備 費	50,000	0	④ 雑 收 入	303,000	0
歳 出 合 計	8,288,000	1,614,000	⑤ 繰 入 金	900,000	900,000
			歳 入 合 計	8,288,000	1,614,000

歳 出 (△印は減)			歳 入 (△印は減)		
科 目	予 算 額	前年と比較増減	科 目	予 算 額	前年と比較増減
① 事 務 所 費	24,000	0	① 回 收 金	270,000	0
② 貸 付 金	300,000	0	② 利 子 收 入	36,000	0
③ 積 立 金	130,000	10,000	③ 繰 入 金	130,000	10,000
④ 諸 支 出 金	10,000	0	④ 雑 收 入	30,000	0
⑤ 予 備 費	2,000	0	歳 入 合 計	466,000	10,000
歳 出 合 計	466,000	10,000			

(公益質舗会計)
歳 入 (△印は減)

「保険料」あがる

健康国民
（新保険証は全県下に通用）

前号で、こんど新しくきまつた国民健康保険法に定められた療養の給付の範囲として六項目の給付の場合をのべましたが、本村ではこのほか①往診、②歯科補綴の一部を認めております。但し歯科の補綴には制限（義歯は連続三本以上喪失の場合に限る）があつたのを、この四月からは制限をなくし、金または金合金を除くほか、他の療養給付を受ける場合と同様の給付があります。

▽保険料の改正

前述のように給付の範囲が拡大されましたが、これらの給付に要する費用は総べて保険料で賄わなければならないので、前号を通じて述べたとおり、この四月

駐在所だより

長い間の寒さから解放されて、何んとなうきくした花の季節となりましたが、これから夏にかけてはあき果、しのび込み、自転車泥棒、押し売りなどが多くなり、また花見酒などの上での暴行、傷害、ゆすり、たかりと云つた暴力的な犯罪が多くなります。

どんな犯罪でも云われることですが、近頃の犯人はいろ／＼と頭をつかい、あ

から、看護、移送、検視等により、保険料の増額を願わねばならず、従つて今年度の保険料賦課額がつきのように改正されました。

等級	保険料	療料
1	1,649	182
2	1,332	159
3	1,132	138
4	964	117
5	813	97
6	690	79
7	605	69
8	531	58
9	464	48
10	404	40
11	348	30
12	298	25
13	265	19
14	235	14
15	207	7

資力等級割額
 一世帯につき 四〇円
 3世帯平均割
 2被保険者均等割
 1被保険者均等割
 1資力割額保険料（別表）
 11保険料賦課月額

▽保険証の更新

四月一日交付した国民健康保険被保険者証は診療を受けるときの大切な証明書です。従来の受診証では、村が協定した以外の医師では通用しませんでした。が、こんど交付した被保険者証は、岐阜県下どの病院、医院でも通用しますか

春、夏の防犯 心のスキ間を締めよう

まいりますと、泥棒はたゞ汽車やバスを利用するだけでなく、自分で車を運転して、どんな不便なところで心かけて下さい。

の手、この手と新しい手をつかい、私たちのスキをねらつていいます。

これは一つの例ですが近頃のように交通が発達して

新しい組長さん決る

任期は来年三月まで

- 徴税をはじめ村行政全般にわたつて格段の協力をねがつている組長さんの任期がこの三月で終り、各組ともここの新しい組長さんが決つた。その顔ぶれは次のとおり。
- 大口 安江順一
- 平 村雲近三郎
- 下親田 安江長治
- 上親田 木村保一
- 中通 今井正男
- 神付 村雲禎一
- 加舎尾 今井銀一
- 中谷 小池一雄
- 西洞 河田直
- 曲坂 五斗信貞
- 日向 安江八郎
- 陰地 田口房彦
- 柳山 安江市助
- 黒淵 安江文男
- 大明神 安江幸三郎
- 榎本 田口森松
- 宮代 今井喜市
- 大沢 今井恒満
- 下野 古田藤吉
- 久須見 加藤功雄

先生方の異動

- 本村は一二名うごく
- （越原小学校）小原九一郎 潮見小へ
 - 田口恒平 下米田小へ
 - 神山武 岐阜黒野小へ
 - （五加小学校）原せい子 富田小へ
 - 林英子 大山小へ
 - （東白川中学校）川上良平 坂ノ東中へ
 - 白田均 下麻生中へ
 - 渡辺健次 和知中へ
 - 武田道治 恵那川上中へ
 - 中島好子 美濃淵原小へ
 - △転入、採用の部
 - 神土小学校へ
 - 桐山多喜子（岐阜華陽小）
 - 川島徹（新卒採用）
 - 越原小学校へ
 - 藤井美一（潮見小）
 - 吉田博（新卒採用）
 - 畑中嘉暢（ ）
 - 五加小学校へ
 - 粟本衣（三川小）
 - 佐藤千花（新卒採用）
 - 東白川中学校へ
 - 森貞夫（坂ノ東中）
 - 高橋道郎（太田中）
 - 久野晋平（恵那付知中）
 - 長尾礼二（福地小）
 - 馬淵隆（新卒採用）

から、診療を受ける場合は、必ず被保険者証を持参して下さい。

一部負担の割合は従来と変わりなく五割ですから、その都度、医療費の半額を窓口で支払つて下さい。

被保険者に移動のあつたときは、十日以内に必ず手続きをとつて下さい。若しこの手続をとらないで、不正に使用した場合は、罰せられることもあります。

現在、新しく交付しました被保険者証に、誤記、移動（出生、死亡、転入出等）があつたら、早く申出て訂正を受けて下さい。

ことし新しく選挙権を得た青年たちの、はじめての権利の行使が、身近かな地方選挙だけに、その感慨は一層深いものがある。

若い人たちの政治への

ねがい……ここに紹介する意見は、五加今井直美さんが県の代表として、去る一月二十日午後七時三十分よりのNHK第二放送「若い世代」の時間に録音放送したものです

新有権者の声 『私のねがい』

五加今井直美

私はことしから有権者となり、選挙について私なりの考えや希望がたくさんあります。

年が明けたこの頃ではすでに四月に行われる地方選挙の話題が、あちこちでしきりになされています。

私は岐阜県の山村ですがこの頃はテレビが随分たくさん入り込んでいます。そして「国会の乱斗事件」なども、全く手に取るように眺めることができます。先輩のある人は「あんな人を選んだつもりはないのに」と残念そうに云つていました。また或る先輩は「だから政治なんか、真剣に考えれば馬鹿らしい」とおつし

やつていましたが、私はそれは考えたくありません。やつぱり政治が直接台所や家庭の経済にむすびついていふ事を考えると、そつぽを向いてなどいられません。主権者は私たちである。云う立場で、先づ選挙の一票が大切なあととしてみよう。形の上では男女全く平等な立場で選挙権を得た私たちは、過去の女性

が、どんなに社会的にも、家庭の中でも惨めな無能な者として、男性よりはるかに低い立場におかれていたかを、しみじみ考えないではいられません。私が中学へ入る頃の母達のような婦人の立場を思い浮かべてみますと、選挙権は与えられたと云つても、夫に教えられたり、有力者の意見に従

つたりして、投票していたのではないかと思われ、それから長い経験をしたこの頃の母は「私は自分のよいと思う人に投票する」と云つておられます。時には政治家の批判さえ、かなり手きびしくする母の態度に私はなんだかうれしく思えます。父も「ほう大したもんなや」と成長した母の姿を喜びます。

とにかくこの十年余は女性に与えられた権利を實際に使いこなし、社会や家庭の中で、その実力を認められるために、私たちの青年団活動でも、この問題を大きくとりあげて来ましたが、まだ「無自覚な者のあること」は本当に残念です。

私たち青年は、将来に大なる日の早く来るのを心からす。みんながそつて幸せ

つたりして、投票してはならないかと思われ、それから長い経験をしたこの頃の母は「私は自分のよいと思う人に投票する」と云つておられます。時には政治家の批判さえ、かなり手きびしくする母の態度に私はなんだかうれしく思えます。父も「ほう大したもんなや」と成長した母の姿を喜びます。

とにかくこの十年余は女性に与えられた権利を實際に使いこなし、社会や家庭の中で、その実力を認められるために、私たちの青年団活動でも、この問題を大きくとりあげて来ましたが、まだ「無自覚な者のあること」は本当に残念です。

私たち青年は、将来に大なる日の早く来るのを心からす。みんながそつて幸せ

青年団長に 田口(政)君就任

社会教育の前衛として地道ながら健全な学習活動をづけていく青年団では、このほど年間の最終事業である「公演会」も終り、いよいよ「新年度の活動期」をかえたわけであるが、ことし青年団の主なる役員はつぎのとおりである。

団長 田口政春
副団長 今井登
安江一三
安江美智子
古田政春
今井恒行
安江利勝
安倍隆子
高木 孜
田口 徳
安江信紹
今井幸子
古田勝利
栗本 隆
安江姫夫
未定

よび会計報告、役員改選などを行つた。ことしの主なる役員は次のとおり。

会 長 河田うた
神土支部長 中村久子
越原 安江つや
五加 安江としえ
なほ、当日の席上で、昭和二十六年以来八カ年に行つたり婦人会電気係として、至難な事業を担当し、婦人会財政の中心を支えて來られた神土安江ぎん氏の労をねぎらい、感謝状がおくられた。

青色申告会

新役員 きま

東白川村青色申告会ではこのほど東白川村役場において第五回定例総会を開催し、昭和三十三年年度決算を承認、昭和三十四年度予算を決定したが、引き続き任期満了による役員改選を

- 次のように決めた。
- 会 長 田口庄之助
副会長 今井 義一
委 員 服田 守彦
古田 芳男
野田 重吉
今井 高治
粥川幸次郎
今井 林平

会長は河田さん 婦人會

本村婦人会では、去る三月二十二日東白川村公民館

★近藤圖書紹介★
書名 著者名
話し方教室 江木武彦
日本のことわざ 金子武男
広報編集の技術重松敬一
図解製図法 中川徳郎
話し合いの方法 江木武彦
頭の使い方 豊沢豊雄
人生の道標 文理書院
仕事のみちと暮しのみち 藤原銀次郎
現代不作法読本高橋義孝
働くこと楽しむこと 石坂泰三
不道德教育講座 三島由紀夫
青年演劇脚本集阿木翁助
日本の歴史(一) 〇〇

選挙 正しく選んで ●●● 明るい政治 ●●●

私たちが常に幸福 義理にからまれたりして にくらしていくため 質の悪い人が当選して行われ、すでに各方面には、明るい政治が することは選挙民として恥でいろく誘いの手がの 行える立派な人を選かしたいことです。全く何びておりますが、私たち ばねばなり ません。

●●● 正しく選んで ●●●

●●● 明るい政治 ●●●

公明選挙 ということ が云われて 公明選挙 ということ が云われて 公明選挙 ということ が云われて

から長い年月がたち 処の選挙を見て公明 不正なものをしりぞけて ますが、末だに、い 選挙くそくらえと云わ いく勇氣と信念をもち 良識 人格共にそなわつ だ選挙ともなれば、 んばかりの醜態が演ぜら 加しなすよう。